

旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟における判決について

本年6月30日に、旧優生保護法に基づいて実施された、強制不妊手術に関する国家賠償請求における判決が東京地裁において言い渡されました。判決文では、不妊手術は憲法13条における実子を持つかどうかについて意思決定する自由を侵害するものであったことを認めた一方、旧優生保護法が改正された1996年（平成8年）の時点で国家賠償請求訴訟の提訴が困難ではなく、今回の訴訟の時点で20年の除斥期間が経過していることを理由に、原告の請求を棄却しました。

東京精神保健福祉士協会では、2019年（平成31年）3月、今回の東京訴訟の原告である北三郎氏と、弁護団団長である関哉直人氏を迎え、旧優生保護法における人権問題を考えるシンポジウムを行いました。このシンポジウムで、旧優生保護法は当時の根強い優生思想のもと、政策的に行われたものであり、本人への説明もないまま強制不妊手術を受けた当事者が2万5000人にも上ることなどを学びました。また、北氏の体験談によって手術を受けた一人ひとりに大きな苦痛を与えたものであることを痛感しました。さらに長期間にわたる人権侵害が行われてきた中、ソーシャルワーカーである私たちがこの問題を人権問題として取り上げてこなかったことに愕然とさせられました。

当協会は、この裁判の行方を注視していくとともに、原告団の活動を応援してまいります。会員のみならず、この問題に関心を持ち続けていただくようお願いいたします。原告である北氏は、ご自身が活動をすることで全国の被害者が一人でも多く名乗り出て、強制不妊手術の実態が明らかになることを願い、「この心の傷を墓場まで持っていきたくない」と強い気持ちで裁判に臨んでいらっしゃいます。国に被害者の思いが届き、今後の裁判で適正な判断がなされることを私たちは強く望みます。

2020年（令和2年）7月23日
一般社団法人 東京精神保健福祉士協会
会長 松永 実千代